

第3子以降学校給食費無償化

～よくある質問～

Q1.申請書の提出は必要ですか？

A1.前橋市立以外の公立小中学校や、私立学校等に通学している場合は、前橋市立の給食費相当額を助成しますので、申請書をご提出ください。

Q2.申請書はどこに提出すればよいですか？

A2.通学する学校にご提出ください。ただし、学校から指示がない場合は、直接、教育委員会事務局総務課へご提出ください。

Q3.毎年度、申請書の提出は必要ですか？

A3.毎年度、改めて認定をしますので毎年申請書の提出が必要です。

Q4.給食費を滞納していますが、申請できますか？

A4.「養育する全ての児童生徒の学校給食費に滞納がないこと」が要件になります。対象者の分の滞納がなくても、きょうだいの滞納がある場合など、滞納がある場合は、滞納額全額をご納付いただくことが認定要件となります。完納した場合は、完納日以後の分を対象として計算をして助成します。

Q5.申請書に記載する、申請者（保護者）と振込先の口座名義は一致しなくてもよいでしょうか？

A5.振込先の口座名義は必ず申請者（保護者）と一致するようにお願いします。

Q6.市内に別居している子どもがいますが、申請できますか？

A6.同一世帯を認定要件としているため、対象外となります。

Q7.市内幼稚園に通う第3子になる子どもがいますが、対象になりますか？

A7.小中学生を対象にした制度になりますので、対象外となります。

Q8.20歳になる第1子がありますが、申請書に記載する必要がありますか？

A8.申請書には18歳以下のお子さんを年長者からご記入ください。

Q9.対象になる子どもが2人いますが、それぞれ申請書が届きました。それぞれ申請書を提出する必要がありますか？

A9.対象となる児童生徒ごとに通知を配付していますが、世帯で1枚ご提出ください。

Q10.婚姻している 18 歳の子どもがいます。第 1 子として対象になりますか？

A10.婚姻している場合は対象外となります。

Q11.年度途中で第 3 子以降無償化の要件を満たすこととなった場合は対象となりますか？

A11.年度途中でも申請は受け付けます。要件を満たした期日を確認し、その日以降分について認定します。

Q12.申請書の提出が遅れてしまいましたが、申請できますか。

A12. 申請期限が過ぎてしまっても対象要件を満たしていれば対象となります。しかしながら、年度を跨いだ場合は申請を受けられませんので、必ず年度内に申請をして下さい。

Q13. 現在、就学援助費または生活保護制度により学校給食費の支援を受けておりますが、助成は受けられますか？

A13. 就学援助や生活保護制度により学校給食費の支援を受けている場合は、助成（無償化）の対象外です。

Q14. 就学援助を申請し、現在審査結果を待っています。助成金の申請はできますか。

A14. 申請できます。就学援助が認定された場合には就学援助が優先され、就学援助が却下となった場合には助成の対象となります。また、就学援助の認定外の期間がある場合は、その期間のみ助成の対象とすることができます。

生活保護の申請をする場合も同様です。